

コリンズデータの一般向け情報提供サービスの利用に関する規約

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 提供契約の申込み、締結等（第4条—第7条）
- 第3章 提供契約の内容（第8条—第20条）
- 第4章 雑則（第21条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が提供するコリンズデータの一般向け情報提供サービスの利用に関して必要な事項を定めることにより、利用者に提供された提供データの適正な利用等を確保し、もって、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に資することを目的とします。

（適用）

第2条 この規約は、利用者（利用申込みを行う者を含む。）及びJACICの両者に適用します。

（用語の定義）

第3条 この規約で使用する用語の意義は、次に定めるとおりとします。

- 一 「コリンズデータの一般向け情報提供サービス」とは、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に資するため、公共公益施設の整備に関する事業を執行する公共機関等からの依頼に基づき実施する一般を対象とする情報提供サービスとして、コリンズ（JACICが管理及び運営を行う工事実績情報に関するデータベースをいう。以下同じ。）に登録された工事実績情報（当該提供依頼のあった公共機関等が発注したものに限るものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を除く。）の一部を抽出したもの（以下「提供データ」という。）を利用者に貸与し、提供契約に定める範囲内でその利用を許諾するサービスをいいます。
- 二 「提供契約」とは、コリンズデータの一般向け情報提供サービス（以下「情報提供サービス」という。）により、JACICが利用者に対し、提供データを貸与し、及びその利用を許諾する契約をいいます。
- 三 「利用者」とは、JACICと提供契約を締結した者をいいます。
- 四 「取扱者」とは、提供契約に基づき、提供データ若しくは加工情報について、次号に規定する加工等を行い、又は利用をする者をいいます。
- 五 「加工情報」とは、提供データに加工、編集（複写し、又は暗号化等の保護を施すを含む。）、統合又は分析（以下「加工等」という。）を行うことにより創出したデータその他の情報（加工情報に加工等を行ったものを含む。次号イにおいて同じ。）で、派生情報に該当しないものをいいます。
- 六 「派生情報」とは、次に掲げる情報で、当該情報から提供データの全部又は一部を直接感得し、及び読み取ること、並びに抽出し、及び再現することができないものをいいます。
 - イ 提供データに加工等を行うことにより創出したデータその他の情報
 - ロ 提供データ、加工情報又はイに掲げる情報を基に別途の調査その他の情報収集等を行うことにより、提供データと異なる種類及び性質の情報として創出したもの
- 七 「反社会的勢力該当者」とは、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいう。）に該当する者をいいます。
- 八 「反社会的勢力関係者」とは、反社会的勢力該当者と次のいずれかに該当する関係を有することが判明した者をいいます。

- イ その役員に反社会的勢力該当者がいるとき。
- ロ その経営を反社会的勢力該当者が支配し、又は実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的その他不正な目的の実現のため、反社会的勢力該当者を利用したと認められるとき。
- ニ 反社会的勢力該当者に対して資金等を提供し、便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。
- ホ その役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力該当者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第2章 提供契約の申込み、締結等

(情報提供サービスの内容等)

第4条 J A C I Cは、情報提供サービスについて、次に掲げる事項をそのホームページにおいて公示するものとします。

- 一 提供依頼があった公共発注機関の名称及び提供開始時期並びに提供依頼を撤回した公共発注機関の名称及び提供終了時期
- 二 前号に定めるもののほか、提供データの範囲及び提供の方法（提供データの提供手段及び提供の時期を含む。）の概要
- 三 提供契約において許諾され得る提供データの利用方法の概要
- 四 提供データ及び加工情報の管理に関する基準
- 五 提供契約の申込み及び締結に必要な手続の概要
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 J A C I Cは、情報提供サービスの提供について、予告することなく、いつでも、その内容を変更し、又はその全部若しくは一部について新たな提供契約の締結を停止することができるものとします。

3 前項の規定による変更は、現に締結されている有効な提供契約の効力には影響を及ぼさないものとします。

4 J A C I Cは、第2項の規定による変更又は新たな提供契約の締結の停止に伴い利用者に生じた一切の損害に関して、その責任を負わないものとします。

(提供契約の申込み)

第5条 提供契約の申込みは、前条第1項第5号の規定により公示された方法により行わなければなりません。

2 提供契約の申込みをした者は、貸与された提供データ及び加工情報の利用目的、利用方法及び取扱者の範囲（以下「利用目的等」という。）並びに管理方法（以下「利用・管理方法等」という。）について記載した書面をJ A C I Cに提出しなければなりません。

(提供契約の締結の拒否)

第6条 J A C I Cは、提供契約の申込みをした者が次のいずれかに該当する場合には、提供契約の締結を行わないこととします。

- 一 一の個人又は法人ではないとき。
- 二 個人である場合にあっては日本国内に営業所、住所若しくは居所を有するもの、法人その他の社団又は財団である場合にあっては日本国内に営業所若しくは事務所を有するものでないとき。
- 三 反社会的勢力該当者又は反社会的勢力関係者（これらに該当しないことについて、自ら表明することを拒む者を含む。）であるとき。

2 J A C I Cは、次のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を開示することなく、提供契約の締結を行わないこととします。

- 一 利用目的等が、公益に反するものであることその他適切なものでないとき、適切なもので

あることが明らかでないとき、又はコリンズの運営に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 二 取扱者の人数が30人程度を超えるとき。
 - 三 貸与された提供データ及び加工情報の管理方法が、第4条第1項第4号の基準を満たさないとき、又は同号の基準を満たすことが明らかでないとき。
 - 四 法人その他の社団又は財団である場合において、実質的に複数の個人又は法人が提供データを利用することとなり、又はそのおそれがあるとき。
 - 五 提供契約に違反して、提供データ若しくは加工情報を利用し、又は第三者（提供契約に定める取扱者以外の従業員その他の者を含む。以下同じ。）に提供し、若しくは公開するおそれのあるとき。
 - 六 提供データ及び加工情報について、提供契約に定める管理を適切に行わないおそれがあるとき。
- 3 J A C I Cは、提供契約の申込みをした者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を開示することなく、提供契約の締結を行わないことができるものとします。
- 一 提供契約の内容を十分に理解していないとき。
 - 二 提供契約に違反し、又はその履行について不誠実と認める行為を行ったことがあるとき。
 - 三 J A C I Cが提供する有償サービスを利用し、その利用料金を支払わなかったことがあるとき。

（提供契約の締結）

第7条 提供契約は、J A C I Cが作成した契約書面の取り交わしをもって締結するものとします。

2 J A C I Cは、提供データとなるべきデータが現にコリンズ内に存在しない時点においては、提供契約の締結を行わないものとします。

第3章 提供契約の内容

（利用料金の支払）

第8条 利用者は、提供契約に定める期限までに提供契約に定める利用料金をJ A C I Cに支払わなければなりません。

2 J A C I Cは、利用者が提供契約に定める期限までに提供契約に定める利用料金を支払わないときは、提供契約に定めるところにより、提供契約を解除し、及び違約金を請求することができるものとします。

3 前項に規定する場合において、利用者が提供契約に定める期限後に提供契約に定める利用料金を支払ったときは、J A C I Cは、次の各号のいずれかに掲げる措置を任意に選択することができることとします。

- 一 提供契約を解除し、支払のあった利用料金相当額から違約金相当額及び返還に要する振込手数料相当額を差し引いた額（その額が零を下回るときは、零とする。）を利用者であった者に返還すること。
- 二 提供契約を維持すること。

（提供データの貸与）

第9条 J A C I Cは、利用者が提供契約に定める期限までに提供契約に定める利用料金を支払ったときは、提供契約に定める期限までに、利用者に提供データの貸与のための提供を行います。

2 前条第3項第2号の場合においては、利用者が現に利用料金の支払を行った日後のJ A C I Cの営業日の日数が提供契約に定める支払期限の翌日から利用者が提供契約に定める支払期限内に提供契約に定める利用料金を支払った場合における提供データの貸与のための提供を行うべき期限までに含まれるJ A C I Cの営業日の日数と等しくなる日までに、利用者に提供データの貸与を行うものとします。

- 3 利用者は、前2項の規定により提供を受けた提供データを消失したときは、当該提供を受けた日から1月が経過する日までの間に限り、J A C I Cに再度の提供を求めることができます。この場合において、再度の提供のために要する費用は、利用者が負担しなければなりません。
- 4 提供データの貸与期間は、第1項に規定する貸与のための提供を行う期限の翌日から起算して5年間の経過する日までとします。
- 5 前項に規定する貸与期間（この項の規定により貸与期間が延長されている場合は、当該延長後の貸与期間）の末日までに利用者が提供契約の定めるところにより J A C I C に貸与期間の更新を申し出たときは、当該貸与期間の末日の翌日から起算して5年間を経過する日まで延長されます。

（提供データに関する免責）

第10条 提供データは、コリンズに登録されているデータを提供契約に定める仕様に従って抽出したものであり、J A C I C は、その正確性、完全性、有効性その他の品質についていかなる保証もせず、契約不適合責任を含む一切の責任を負わないものとします。

（知的財産権の帰属）

第11条 提供データに係る著作権（データベースの著作物に関する著作権並びに著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。次項において同じ。）は、J A C I C に帰属します。

- 2 加工情報及び派生情報（第15条第1項に規定するものを除く。）に係る著作権は、J A C I C 及び利用者の両者の共有に属するものとします。

（提供データ等の利用及び管理）

第12条 利用者は、提供契約に定める利用目的等に従って提供データ及び加工情報を利用するものとし、当該利用目的等を逸脱して要管理情報（提供データ、加工情報及び利用目的等を逸脱して創出した派生情報をいう。以下同じ。）を利用することができません。

- 2 利用者は、要管理情報を、提供契約の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって、自らが保有する他のデータと識別可能な状態で、かつ、適切な管理手段により自己の営業秘密と同等以上の水準の管理措置を講じて管理し、及び保管し、並びに利用目的に照らして不要なものとなったときは速やかかつ確実に消去しなければなりません。
- 3 利用者は、J A C I C が提供データに施した情報の保護措置を無効化し、及び当該情報の保護措置と同等以上の情報の保護措置を施していない提供データの複製情報を保有してはなりません。
- 4 利用者は、要管理情報を、日本国外に持ち出し、及び日本国外にある電磁的記録に係る記録媒体等に格納してはなりません。
- 5 利用者は、提供契約に定める利用・管理方法等を変更しようとする場合は、あらかじめ、J A C I C の承認を得なければなりません。
- 6 前項に規定する場合において、J A C I C は、第6条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を開示することなく、前項の規定による承認を拒むことができるものとします。
- 7 第5項の規定による承認があったときは、当該承認に係る変更内容は、提供契約に定められたものとみなします。

（取扱者等）

第13条 利用者は、提供契約に定める場合及びあらかじめ J A C I C の承認を得た場合を除き、提供データ又は加工情報の処理その他の業務を提供契約に定める取扱者以外の者に行わせることができません。

- 2 利用者が提供データ又は加工情報の処理その他の業務を委託する場合には、情報管理及び秘密保持について、十分な体制等を有する委託先等を選定するとともに、提供契約と同等以上の内容を当該委託先との契約において定めなければなりません。
- 3 前項の場合において、同項に規定する要件を満たす契約が当該委託先との間で締結されたことをもって利用者が提供契約に定める義務を免れることはできません。
- 4 利用者は、第2項に規定する委託先との契約を締結したときは、速やかに、その契約書の写しをJ A C I Cに提出しなければなりません。

(提供データ等の公表、第三者提供等の制限)

- 第14条 利用者は、有償であるか無償であるかを問わず、要管理情報の全部又は一部を公表し、若しくは出版し、又は第三者に提供し、頒布し、利用させ、開示し、若しくは閲覧させることができません。その名目のいかんを問わず、実質的にこれらと同視すべき行為（不作為によるものを含む。）も同様とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号に掲げる場合において、提供データ又は加工情報（第1号に掲げるときにあつては、要管理情報）の全部又は一部を当該各号に定める公表若しくは出版をすること、又は第三者に対する開示若しくは閲覧をさせることができます。この場合において、同号に掲げるときにあつては、あらかじめ（緊急やむを得ない事情がある場合にあつては、事後に遅滞なく）、J A C I Cに通知しなければなりません。
 - 一 法令の規定に基づき、国、地方公共団体等の公共機関に開示し、又は当該法令の規定に基づく業務に従事する職員に閲覧させる場合
 - 二 提供契約に定める利用目的（学術研究その他公益の増進のためのものに限る。）のため、提供契約に定める利用方法の範囲内で公表し、又は出版する場合
 - 三 提供契約に定める利用目的のため、提供契約に定める利用方法の範囲内で提供契約に定める特定の第三者に開示し、又は閲覧させる場合
 - 四 前3号に定めるもののほか、あらかじめ、J A C I Cの承認を得て、公表し、又は特定の第三者に開示し、若しくは閲覧させる場合
 - 3 前項の場合において、当該公表等がされた情報（その元となる提供データ又は加工情報は含まれないものとする。）については、提供データ又は加工情報でないものとみなします。
 - 4 利用者が第2項第2号から第4号までの規定により公表、出版又は第三者に提供をする場合において、その提供の方法が紙面又は電磁記録による書面であるときは、提供契約に定める出典の表示を付するものとします。
 - 5 J A C I Cは、利用者が作成する加工情報を第三者に提供することが公益の増進に資するものであり、かつ、コリンズ・テクリスの運営に支障を及ぼさないと認めるときは、利用者と別途の契約を締結することができるものとします。

(派生情報の利用等)

- 第15条 利用者は、提供契約に定める利用目的のために提供契約に定める利用方法の範囲内で創出した派生情報については、自ら利用し、公表し、若しくは出版し、又は有償であるか無償であるかを問わず第三者に提供することができます。
- 2 利用者が前項の規定により公表、出版又は第三者に提供をする場合において、その提供の方法が紙面又は電磁記録による書面であるときは、提供契約に定める出典の表示を付するものとします。
 - 3 利用者が創出した情報について、加工情報又は派生情報のいずれかに該当するか疑義を生じた場合は、J A C I Cが判定するものとします。

(第三者との紛争等に係る責任)

- 第16条 利用者が提供データ、加工情報及び派生情報の全部又は一部を公表し、若しくは出版し、又は第三者に提供し、頒布し、利用させ、開示し、若しくは閲覧させた場合において、それ

に起因し、又は関連して生じた第三者の損害の賠償については、利用者が全て負担しなければならず、J A C I Cは一切責任を負わないものとします。

- 2 利用者による提供データ、加工情報及び派生情報の利用(第三者への提供を含む。)に起因し、又は関連して生じた利用者との紛争、クレーム又は請求(以下この条において「紛争等」という。)が生じた場合には、利用者は、直ちにJ A C I Cに書面により通知するものとし、かつ、利用者の責任及び費用負担において当該紛争等を解決しなければなりません。
- 3 紛争等に起因し、又は関連してJ A C I Cが損害、損失又は費用(合理的な範囲内の弁護士費用を含むものとし、以下この項において「損害等」という。)を被ったときは、利用者は、J A C I Cに対して当該損害等を補償しなければなりません。

(提供データの漏えい等に対する措置)

第17条 利用者は、要管理情報が提供契約に違反して利用され、又は要管理情報が漏えいし、提供契約に違反して公表され、若しくは出版され、第三者に提供され、頒布され、利用され、開示され、若しくは閲覧され、若しくは日本国外に持ち出されたときは、直ちにJ A C I Cに通知しなければなりません。

- 2 利用者は、前項に規定する場合においては、自己の費用及び責任において、事実関係等の調査を行い、その結果に基づいて回復措置及び再発防止措置を検討し、J A C I Cと協議しなければなりません。
- 3 利用者は、前項の協議の結果に基づき、自己の費用及び責任において、速やかに回復措置及び再発防止措置を実施しなければなりません。
- 4 J A C I Cは、第1項に規定する場合又はそのおそれがあると認める場合には、利用者に対し、提供データ又は加工情報の利用状況、管理状況等について報告を求めることができるものとします。

(提供契約の承継)

第18条 利用者について相続、合併若しくは分割又は事業の譲渡による承継があったときは、提供契約のうち、利用者が提供データの提供を受け、及び提供データ及び加工情報を利用することができる旨の規定は、第4項に規定する通知があるまでの間、その効力が停止されるものとします。

- 2 前項に規定する承継前の利用者が有していた次に掲げるものの全てを承継した承継人(一の者である場合に限る。)は、その承継があった日から3年以内において、これらの事実を証する書面を添えてJ A C I Cに提供データの貸与の継続の確認を申請することができます。

一 提供契約

二 文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物(クラウドサービスによるものにあつては、その利用権限)で、提供契約に係る要管理情報が記載され、又は記録されているものの全て

三 提供契約に定める利用目的及び取扱者の範囲を包含する事業及び組織の全て(消滅し、及び廃止されたものを除く。)

- 3 前項に規定する承継人は、提供契約に定める利用・管理方法等を変更しようとする場合は、第12条第5項の承認の申請を前項の申請に併せて行わなければなりません。
- 4 J A C I Cは、第2項の申請をした者が同項の要件を満たし、かつ、第6条第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しないと認めるとき(同条第3項各号のいずれかに該当する場合において、提供データの貸与の継続が適当でないときを除く。)は、提供データの貸与の継続を確認し、その旨を第2項の申請をした者に通知するものとします。この場合においては、同項の申請をした者を利用者とみなします。
- 5 前項に規定する通知があった場合において、第1項に規定する承継があった日から当該通知があるまでの間に第9条第4項に規定する提供データの貸与期間(同条第5項に規定する貸与

期間の延長がされている場合は、当該延長後の貸与期間)の末日が到来していたときにおける当該貸与期間については、同条第5項に規定する貸与期間の延長がされたものとみなします。

(提供契約の解除)

第19条 利用者は、利用者が提供契約に定める期限までに提供契約に定める利用料金を支払ったにもかかわらず、提供契約に定める期限までに利用者に提供データの貸与のための提供を行わなかったときは、催告をせずに提供契約を解除することができるものとします。

2 J A C I Cは、利用者が提供契約に違反したとき、及び利用者が偽りの事項をJ A C I Cに提供して提供契約を締結したことが判明したときは、催告をせずに提供契約を解除することができるものとします。

3 J A C I Cは、利用者が反社会的勢力該当者又は反社会的勢力関係者に該当することが判明した場合には、催告をせずに提供契約を解除するものとします。

(提供契約の終了)

第20条 提供データの貸与の期間が終了したとき、及び提供契約が解除されたときは、提供契約に定めるところにより、提供契約の規定のうち、利用者が提供データ及び加工情報を利用することができる旨の規定等のほか、提供契約の解除が提供データの貸与のための提供前であるときは提供データの貸与の提供をする旨の規定等は、その効力を失うものとします。

2 提供契約は、当該提供契約に係る要管理情報の全てが現に消去され、若しくは消滅したとき又は提供データの貸与の提供が行われていない時点において提供契約が解除されたときに終了するものとします。

第4章 雑則

(国等に対する特例)

第21条 第7条第1項の規定にかかわらず、J A C I Cは、利用者となるべき者が国、地方公共団体又はこれらと同等であるものとしてJ A C I Cが認めた者であるときは、利用者となるべき者が作成した契約書面(J A C I Cが作成した契約書面による場合と実質的に異なる約定となるものを除く。)により契約を締結することができるものとします。

2 第9条第1項の規定にかかわらず、J A C I Cは、利用者となるべき者が国、地方公共団体又はこれらと同等であるものとしてJ A C I Cが認めた者である場合には、提供契約において、提供データの貸与のための提供を行った後に利用料金の請求を行う旨の約定をすることができるものとします。

(包括的承認)

第22条 J A C I Cは、第12条第5項、第13条第1項又は第14条第2項第4号に規定する承認(次項において「特定承認」という。)について、簡易な手続で代替することができる場合があるときは、その適用要件及び承認に代わる手続を定め、そのホームページにおいて公示することができるものとします。

2 利用者は、特定承認を必要とする場合において、前項の規定による公示に定める適用要件に該当するときは、当該公示に定める承認に代わる手続をとることにより、当該特定承認に代えることができるものとします。

(個人情報の取扱い)

第23条 J A C I Cは、情報提供サービスの提供に伴い取得した個人情報については、J A C I Cの個人情報保護方針に従い適切に取り扱うものとします。

(この規約の改定)

第24条 J A C I Cは、予告することなく、この規約を改定できるものとします。

2 J A C I Cは、この規約の改定を行った場合は、遅滞なく、そのホームページに掲載し、公表するものとします。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行します。